

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	至学館大学短期大学部
設置者名	学校法人 至学館

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
		全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
体育学科	夜・通信	0	0	8	8	7	
(備考)							

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.sgk.ac.jp/about/information/k-youken/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	至学館大学短期大学部
設置者名	学校法人 至学館

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.shigakkan.jp/outline/director.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	会社役員	2019.2.1～ 2023.1.31	経営機能を強化する観点から積極的な意見を求めると共に管理運営体制のチェックを行う。
非常勤	医師	2019.2.1～ 2023.1.31	経営機能を強化する観点から積極的な意見を求めると共に管理運営体制のチェックを行う。
非常勤	弁護士	2019.2.1～ 2023.1.31	経営機能を強化する観点から積極的な意見を求めると共に法律・労務問題を調整し解決する。
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	至学館大学短期大学部
設置者名	学校法人 至学館

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>毎年度、授業科目を担当する全ての教員に対して、授業計画(シラバス)の執筆に関する依頼を行い、作成している。その作成にあたり、授業回数(開講期間)に応じたフォーマットで、原則統一することに加え、「担当教員名」、「配当学年」、「開講時期」、「必修、選択必修、選択の履修方法」、「講義、演習、実験、実習等の授業形態」、「単位数」、「授業目標」、「到達目標」、「授業計画」、「履修上の注意(含予習・復習)」、「成績評価の方法と評価の割合」、「テキスト・参考文献」に関する事項を記載している。教員への執筆依頼に関しては、上記事項に関する具体的な事例を含めた指示書となる「シラバス執筆マニュアル」を全教員(含非常勤講師)に配付し、記載内容の充実を図っている。</p> <p>また、授業計画は、本学の教務情報システム(履修登録、成績報告、授業計画等の教務情報を統合するシステム)を通じて、原則、毎年度4月1日から閲覧できるよう公表しており、本学ホームページでも、教育研究活動における「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」として一般の方々にも広く公表している。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.sgk.ac.jp/about/assets/syllabus2021/index.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>授業科目の「到達目標」に応じて、評価方法と評価割合を授業計画で明確にしている。また、教員が授業計画を作成するにあたり、評価方法の具体を「シラバス執筆マニュアル」に記載している。具体的には、「到達目標」の評価領域を「知識・理解等(認知的領域)」、「関心・意欲・態度等(情意的領域)」、「技能・表現等(技能表現領域)」の3つの観点に分類し、それぞれの観点到に適した評価方法(筆記試験、論述試験、行動観察、実技試験等)を記載し、厳格かつ適正な評価の取組を行っている。</p> <p>なお、複数の評価方法を採用する場合は、各観点別に配点割合を決め、合計が100%になるように評価を行っている。</p> <p>成績評価の基準は、以下の通りとしている。</p> <p>① 学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。</p> <p>② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。</p> <p>③ 教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。</p> <p>④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。</p> <p>⑤ 評点と評語の関係は、次のとおりとする。</p> <p>80～100点「優」、70～79点「良」、60～69点「可」、60点未満「不可」</p> <p>⑥ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本学では、明確なGPA制度は採用していないが、成績評価における客観的な指標の算出方法について、次の計算式で得られた計算値(以下、「席次」という。)をもとに学科・学年別に席次を降順に並べ替えて学生の成績の分布状況等を把握している。</p> <p>(計算式)</p> $\{(優の修得単位数) \times 3点 + (良の修得単位数) \times 2点 + (可の修得単位数) \times 1点\} \div (総修得単位数)$ <p>ただし、不可・不合格となった授業科目と合否のみを判定する授業科目は除く。この席次を利用して、本学独自の修学支援に関する奨学金支給や学位記授与式の総代の選考の指標の一つとし、規定される履修科目登録の上限単位を超えて登録を許可する成績優秀者の判定を行っており、成績の分布状況の把握をはじめ、成績評価を適切に実施している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.sgk.ac.jp/about/information/k-youken/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本学ホームページに卒業の認定に関する方針を公表している。卒業の認定に関しては、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の達成度を見るとともに、卒業に必要な修得単位数を充足していることが、卒業の要件であり、教授会での審議を踏まえ、学長が決定することとしている。ディプロマ・ポリシーの達成度を見るために、以下のような取り組みを行っている。</p> <p>本学のディプロマ・ポリシーは、「専門的な知識の習得」と「実践力の習得」の2つに大別できる。そこで、これら2つの習得状況について学修成果を評価している。体育学科における「専門的な知識の習得」に関する学修成果の評価は、各授業科目の担当教員による成績評価と単位の修得状況によって行っている。「実践力の習得」に関する学修成果の評価は、「卒業研究」及び体育学科が積極的に運営している「健康運動教室」(地元市民への健康づくり教室)への取り組み方とその内容について、教員による評価と学生による自己評価の両面から行っている。教員による評価は4段階のRubric評価を行い合計80点とし、学生の自己評価はアンケート用紙を得点化し合計20点とし、合計100点満点で評価している。合格は60点以上としている。さらに平成30年度からは、「ガッカン子ども運動教室」を「実践力の習得」の評価項目に加えている。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>https://www.sgk.ac.jp/about/assets/docs/1-1kyouikuhousin_tandai.pdf</p>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	至学館大学短期大学部
設置者名	学校法人 至学館

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.sgk.ac.jp/about/information/financial/
収支計算書又は損益計算書	https://www.sgk.ac.jp/about/information/financial/
財産目録	https://www.sgk.ac.jp/about/information/financial/
事業報告書	https://www.sgk.ac.jp/about/information/financial/
監事による監査報告(書)	https://www.sgk.ac.jp/about/information/financial/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:学校法人至学館事業計画 対象年度:2012年度~2021年度)
公表方法: https://www.shigakkan.jp/info/index.html
中長期計画(名称:学校法人至学館中期目標・中期計画 対象年度:2020年度~2024年度)
公表方法: https://www.shigakkan.jp/info/index.html

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.sgk.ac.jp/about/information/self-inspection/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.sgk.ac.jp/about/information/self-inspection/

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 体育学科
教育研究上の目的（公表方法： https://www.sgk.ac.jp/about/assets/docs/1-1kyouikuhousin_tandai.pdf ）
（概要） 短期大学部体育学科の教育研究上の目的は、教育目標に示したように「豊かな人間性ととともに、体育及びスポーツ・運動の指導者としての専門的な知識と実践力を身につけ、人々の健康実現に寄与・貢献できる人間力の育成」を実現することである。
卒業の認定に関する方針（公表方法： https://www.sgk.ac.jp/about/assets/docs/1-1kyouikuhousin_tandai.pdf ）
（概要） 卒業の認定は、短大学則の定めるところにより、所定の単位（現代教養科目：必修科目を含めて14単位以上、専門教育科目：必修科目を含めて46単位以上、合計62単位以上）を修得し、かつ学位授与方針として、以下の5つの要件を満たしていることが必要である。 1 ライフステージごとの健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、スポーツや運動を介した健康の保持・増進に寄与することができる。 2 スポーツ・運動の特性やルールに関する専門知識を身につけ、スポーツや運動を科学的に指導することができる。 3 学校教育（保健体育）における体力・健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、体力強化と健康増進に寄与することができる。（体育コース履修者） 4 スポーツ・運動におけるトレーニング法、救急法、テーピング法等に関する専門知識と技能を身につけ、アスリートのサポートができる。（アスレティックトレーナーコース履修者） 5 スポーツ・運動分野におけるビジネスやマネジメント等に関する専門知識と実践力を身につけ、スポーツ・運動に関する事業やイベントの企画、運営ができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： https://www.sgk.ac.jp/about/assets/docs/1-1kyouikuhousin_tandai.pdf ）
（概要） 体育学科のカリキュラムは、教育理念・目標にもとづき、豊かな人間性を身につけるための現代教養科目と、専門的な知識及び実践力を身につけるための専門教育科目を以下のような方針のもとに編成する。 ・現代教養科目 現代教養科目としては、豊かな人間性を身につけるための科目を、以下のように配置する。 1 現代社会において必要なコミュニケーション、情報教育、メディア・リテラシーの基礎を身につけるための科目を設置する。 2 国際化に対応するための英語コミュニケーション能力を身につけるため、個に合わせた習熟度別の英語教育科目を設置する。 3 情報教育、メディア・リテラシーの強化を目的として、個に合わせた習熟度別の情報教育科目を設置する。 4 自ら考え自ら行動できる力を身につけるための基礎教養科目を設置する。 ・専門教育科目 専門教育科目としては、教育目標並びにディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成するため、下記の3つの科目群を以下のように配置する。

<p>1 体育及びスポーツ・運動に関する興味、関心を高めるための基礎演習科目を1年次に配置する。</p> <p>2 学生自らが選択した分野の専門的な知識と実践力を身につけるための専門演習科目を2年次に配置する。</p> <p>3 講義科目による基本的な知識の修得と並行して、それぞれの指導法や技能、実践力を身につけることができるよう、豊富な実技・実習科目を配置する。</p> <p>また、学生が自らの将来設計に合わせ、より専門的で効果的な履修が行えるように、「体育コース」と「アスレティックトレーナーコース」の2つの履修モデルコースを設定する。</p>
<p>入学者の受入れに関する方針（公表方法： https://www.sgk.ac.jp/about/assets/docs/1-1kyouikuhousin_tandai.pdf）</p>
<p>(概要)</p> <p>体育学科では強い目的意識のもとに次のような志のある人を求めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ライフステージごとの健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、スポーツや運動を介した健康の保持・増進に寄与できる、健康づくりのエキスパートを目指したい。 2 スポーツ・運動の特性やルールに関する専門知識を身につけ、スポーツや運動を科学的に指導できる指導者を目指したい。 3 学校教育（保健体育）における体力・健康づくりに必要な専門知識と指導法を身につけ、体力強化と健康増進に寄与できる指導者を目指したい。 4 スポーツ・運動におけるトレーニング法、救急法、テーピング法等に関する専門知識と技能を身につけ、アスレティックトレーナーを目指したい。 5 スポーツ・運動分野におけるビジネス、マネジメント等に関する専門知識と実践力を身につけ、スポーツ・運動に関連する産業分野でのエキスパートを目指したい。 <p>なお、体育学科で学ぶにあたっては、高等学校での学業のみならず、課外活動やボランティア活動、学校行事等に積極的に参加し、身体活動を通じた他者とのコミュニケーションをできるだけ多く経験しておくことが望ましい。</p>

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：https://www.sgk.ac.jp/about/assets/docs/R02_2-4.pdf

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	0人	—					0人
体育学科	—	5人	5人	0人	4人	1人	15人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長			学長・副学長以外の教員				計
4人			72人				76人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法： https://www.sgk.ac.jp/about/information/edu-research/teacher-profile/index.html					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
体育学科	120人	89人	74.2%	240人	203人	84.6%	—人	—人
合計	120人	89人	74.2%	240人	203人	84.6%	—人	—人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
体育学科	122人 (100%)	58人 (47.5%)	54人 (44.3%)	10人 (8.2%)
合計	122人 (100%)	58人 (47.5%)	54人 (44.3%)	10人 (8.2%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要)</p> <p>毎年度、授業科目を担当する全ての教員に対して、授業計画（シラバス）の執筆に関する依頼を行い、作成している。その作成にあたり、授業回数（開講期間）に応じたフォーマットで、原則統一することに加え、「担当教員名」、「配当学年」、「開講時期」、「必修、選択必修、選択の履修方法」、「講義、演習、実験、実習等の授業形態」、「単位数」、「授業目標」、「到達目標」、「授業計画」、「履修上の注意（含予習・復習）」、「成績評価の方法と評価の割合」、「テキスト・参考文献」に関する事項を記載している。教員への執筆依頼に関しては、上記事項に関する具体的な事例を含めた指示書となる「シラバス執筆マニュアル」を全教員（含非常勤講師）に配付し、記載内容の充実を図っている。</p> <p>また、授業計画は、本学の教務情報システム（履修登録、成績報告、授業計画等の教務情報を統合するシステム）を通じて、原則、毎年度4月1日から閲覧できるよう公表しており、本学ホームページでも、教育研究活動における「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」として一般の方々にも広く公表している。</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<p>(概要)</p> <p>授業科目の「到達目標」に応じて、評価方法と評価割合を授業計画で明確にしている。</p> <p>また、教員が授業計画を作成するにあたり、評価方法の具体を「シラバス執筆マニュアル」に記載している。具体的には、「到達目標」の評価領域を「知識・理解等（認知的領域）」、「関心・意欲・態度等（情意的領域）」、「技能・表現等（技能表現領域）」の3つの観点に分類し、それぞれの観点到に適した評価方法（筆記試験、論述試験、行動観察、実技試験等）を記載し、厳格かつ適正な評価の取組を行っている。</p> <p>なお、複数の評価方法を採用する場合は、各観点別に配点割合を決め、合計が100%になるように評価を行っている。</p> <p>成績評価の基準は、以下の通りとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学業成績は100点満点とし、60点以上を合格、60点に満たないものを不合格とする。ただし、前、後期試験が行われる科目については、前、後期試験とも受験した者に限り学業成績を評価する。 ② 合格者には、学則に定めるところにより単位を付与する。 ③ 教務委員会を経て学長が認めた授業科目の評価については、合格又は不合格とすることができる。 ④ 他大学等で履修した科目等を本学において評価する場合は、認定合格とする。

- ⑤ 評点と評語の関係は、次のとおりとする。
 80 ～ 100 点「優」、70 ～ 79 点「良」、60 ～ 69 点「可」、60 点未満「不可」
 ⑥ 再試験の成績は、「可」又は「不可」とする。

卒業の認定に関しては、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の達成度を見るとともに、卒業に必要な修得単位数を充足していることが、卒業の要件である。

学部名	学科名	卒業に必要な単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
体育学科		62 単位	無	49 単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：
<https://www.sgk.ac.jp/about/campus-map/>
<https://www.sgk.ac.jp/about/facility/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考(任意記載事項)
	体育学科	700,000円	250,000円	440,000円	・令和3年度入学生 ・その他は、教育充実費、実験実習費
	体育学科	700,000円	250,000円	420,000円	・令和2年度以前の入学生 ・その他は、教育充実費、実験実習費

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<p>a. 学生の修学に係る支援に関する取組</p> <p>(概要)</p> <p><クラス担任制> 全学年にわたってクラス担任制を導入しており、ゼミ担当教員が学生の修学状況等を迅速に把握し、きめ細かな指導を行っている。 具体的には、専任教員がそれぞれの授業の中で修学状況が思わしくない学生を学科会議に報告して話し合い、必要に応じてゼミ担当教員と連携した指導を行っている。その中で、留年、休学、退学に繋がりそうな学生については、学生委員会で学生相談室と連携して当該学生の状況把握と適正な指導を行っている。また、状況に応じて教員と学生及び保護者が話し合いを行いながら学生の修学支援を行っている。</p> <p><オフィス・アワー> 全ての教員がオフィス・アワーを設けており、学修に関することや学生生活上での様々な相談に教員が適時に対応している。 学生は、「オフィス・アワー一覧表」を基に専任教員及び非常勤講師の在室曜日・時間等を確認し、気軽に相談できるようになっている。</p> <p><入学前教育> A0入試と推薦入試の合格者に対する入学前教育として、それぞれの学科の専門性を考慮した基礎知識の習得を促すとともに、具体的な課題を与えて学習成果の提出を求める等、専門教育にスムーズな移行ができるようにするための補習教育に取り組んでいる。</p> <p><補充教育> 入学後は、各学科で補充教育に取り組んでいる。例えば、栄養科学科では管理栄養士国家試験の受験対策を学科教員が連携して取り組んでおり、こども健康・教育学科では、公立保育園保育士採用試験合格に向けた実技試験、面接試験、小論文試験対策講座を、学科教員が連携して取り組んでいる。 その他、教員養成を目的として、平成25年度より教職支援室を設置し、教職課程委員会の各委員と専門の職員が連携しながら補充教育を行っている。加えて、学生進路支援室では毎年、教員採用試験対策講座を開講し、教員採用試験合格への支援を行っている。同支援室では公務員採用試験の対策講座も開講しており、ここ数年において保育士や警察官、消防官等の合格者数を増やしている。</p> <p><障がいのある学生への対応> 入学前に保護者や本人及び出身高校と障がいの程度等を確認し、本学の講義、実験・実習等の概要を説明して対応できるか否かについて事前協議を行っている。この事前協議を踏まえて入学した学生に対しては、その障がいに応じてノートテイク等の専門家に業務委託する等の授業補助体制を整備している。また、その他の健康上の問題を抱えている学生に対しては、教職員と保健室とで情報共有を行い、緊急時の対応ができるよう学内体制を整えている。</p>
--

<経済的支援及び各種奨学金等>

日本学生支援機構をはじめとする各種の学外団体等の奨学金は、定期的に周知して、その支援が受けられるように必要な手続を適宜行っている。

また、経済的な理由で修学の継続が困難な学生を支援する奨学金や、学業又はスポーツ競技成績の優れた学生への奨励金等の本学独自の奨学金制度を以下のとおり設けている。

○至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（給付型）

経済的理由により学業の継続が困難な学生の修学を奨励する制度である。

本学の定める成績や経済基準等の申請資格を満たした学生に対して選考を行い、予算の範囲内で奨学金を支給する。

○至学館大学・至学館大学短期大学部修学支援奨学金（貸与型）

最高学年（短大は後期のみ）に在籍し、学費不足のため修学の継続が困難になった学生に対して、学費を無利子で貸与し、卒業を支援する制度である。貸与額の上限は、半期ごとに授業料及び教育充実費に相当する額である。なお、借用額の返還は卒業後5年間の期限としている。

○至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生（学業奨学特待生）

本学の第2年次から第4年次に在籍する学生（編入学生を除く。）の中で、修学意欲が旺盛で素行が良く、前年度までの成績による席次が各学科・学年の入学定員の上位2%に相当する順位までを対象とし、授業料相当額の1/4を給付する。なお、申請は年度の都度とする。

○至学館大学・至学館大学短期大学部奨学特待生（スポーツ奨学特待生）

強化指定クラブの学生で全国大会の優勝者若しくは準優勝者など、競技成績が優れ本学の躍進に寄与することが期待できる学生を対象に奨学金を給付する。

○至学館大学・至学館大学短期大学部夢・チャレンジ奨励金

学芸、スポーツ、地域貢献等の様々な分野で、将来に向けて目標を明確にもち、その夢の実現をめざしてチャレンジしようとする学生及びその団体を対象に奨励金を支給する。

○至学館大学・至学館大学短期大学部教育ローン利子補給奨学金（給付型）

本学が提携する信販会社の教育ローンを利用し、学納金を完納した学生を対象に教育ローンに係る利子の内、当該年度における利子支払い相当額の全部又は一部を奨学金として給付する。

以上に加え、本学の外部団体による支援制度は、次の通りである。

○至学館大学・至学館大学短期大学部教育後援会弔慰金規程

至学館大学・至学館大学短期大学部教育後援会の会員の相互扶助として、保護者会員が逝去された場合に弔慰金の給付が行われる。

なお、家計支持者の逝去や失業等による経済状況の急変に対しては、国の教育ローンや本学と提携した民間の金融機関による教育ローンを案内する等の対応を行っている。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

進路選択の支援としては、本学の教育理念である「人間力の形成」を踏まえ、学生自らが主体的に行動する機会を数多く設け、諦めないで何ごとにも「チャレンジする精神」を持たせながら、自己実現を支援するという考えの基に様々な指導・支援を行っている。

その際、「就職」という一元的な見方ではなく、将来の「進路」全般を見据えた発想で、①学生の自己発見・自己適正等の開発支援、②学生の適性・希望を考慮した将来に対する進路支援、③自分に合った職業に就くための就職活動支援、④社会で活躍できる人物育成支援の4つを柱として、1年次から将来を見据えたキャリアサポートを行っている。

具体的には、大学院等への進学指導、各種資格取得に関する指導、就職ガイダンスの実施と企業の紹介や企業説明会の実施などが挙げられ、初回の進路支援ガイダンスでは、就職のガイドブックの配付を行い、学生の就職活動への意識づけを行っている。さらに、専門のキャリアカウンセラーによるカウンセリングの他、学生進路支援室の職員による学生個々の相談や採用試験のための面接やグループ討議等の指導・練習の場として利用されている。

また、教員を目指す学生の支援として、教職支援室を設置しており、学生は自由に利用することができる。教職支援室では、教育現場での経験が豊富なスタッフが常駐し、教員採用試験

における筆記試験、実技試験及び面接試験の各対策などについて、きめ細かく指導に当たっている。

進路選択の支援における指導体制は、教職員で構成する進路支援委員会の下に様々なガイダンスを企画し、事務局の学生進路支援室及びゼミ担当教員が学生一人ひとりに対してきめ細かく指導を行っている。また、進路支援委員会では、毎年度、学生の進路支援に関する重点課題及び学生進路支援室年間スケジュール等を策定している。

その他、留学生や障がい者の進路選択の支援については、進路支援委員会、学生進路支援室及び学生の所属する学科長やゼミ担当教員と密接に連携し、学生と細やかな面談を行い、その状況を把握しながら、適切な指導・助言を行っている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

<こころの健康>

臨床心理士資格を有する本学教員を室長として、非常勤のカウンセラー2名（臨床心理士・産業カウンセラー）が交代で常駐する学生相談室を設置している。

学生相談室は、月曜日から金曜日の週5日、午前10時から午後5時まで開室し、学生の学業・進路・友人関係・クラブ活動・ストレス・抑うつ・家庭問題・身体的健康・各種ハラスメント等の相談に適宜対応している。

<からだの健康>

保健室は、月曜日から金曜日の週5日、午前8時30分から午後5時30分まで開室しており、看護師資格を有する担当者が常駐し、日々における学生の体調管理と傷病への応急処置等の対応を行っている。また、全学生を対象として、年1回の定期健康診断を行っており、健診結果に基づき有所見者に対して、保健指導を行っている。

なお、学生の保護者に対しても健診結果を通知し、学生の健康状況の把握と疾病予防に結び付けている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.sgk.ac.jp/about/information/edu-research/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F223310107094
学校名	至学館大学短期大学部
設置者名	学校法人 至学館

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		17人	17人	20人
内 訳	第Ⅰ区分	17人	17人	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				20人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間		前半期	0人 後半期
			0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		0人	1人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。